

科目名	契約と社会のルール		
授業形態	講義	学年	1
開講時期	2023年度 前期	単位数	2
担当教員	富田 哲		
内容および計画	<p>テーマ:民法の基礎知識と最近の改正動向</p> <p>日本民法は1898年に施行されたので、今年で125年になります。これまで戦後の1947年に親族編・相続編の全面改正がありました。財産法分野では立法当初の規定が原則として維持されていました。ところが2017年に債権編を中心に大規模な改正が行なわれました。この改正の多くの規定は2020年4月1日に施行されています。また2018年には相続編が改正されました。2023年度の講義「契約と社会のルール」においては、これらの改正を取り入れつつ、最近の民法分野で話題となっているテーマをとりあげます。</p>		
1	<p>第1講 なぜ裁判は必要か</p> <p>ある事件や紛争に法を適用して解決を図るのが裁判です。民主主義にとって、なぜ裁判が必要になるのでしょうか。ここでは民事裁判と刑事裁判との違い、2009年に導入された裁判員裁判についてとりあげます。</p>		
2	<p>第2講 裁判員裁判</p> <p>最高裁判所が作成した、裁判員裁判の広報用DVDを見ます。</p>		
3	<p>第3講 日本民法の構成</p> <p>日本民法はドイツ民法等と同じく「パンデクテン体系」を採用し、総則・物権・債権・親族・相続という5編で構成されています。ここではパンデクテン体系の特色などをお話します。</p>		
4	<p>第4講 権利の主体・権利の客体</p> <p>民法における権利の主体は人と法人です。ところで、いつから人になるのでしょうか。すなわち人と胎児の境界はどこでしょうか。民法における権利の客体は物です。電気は物といえるのでしょうか。</p>		
5	<p>第5講 成年と未成年</p> <p>成年と未成年では法の適用が異なる場合があります。民法上の成人年齢は2022年から18歳に引き下げられました。その他、少年法、裁判員裁判法、未成年者飲酒禁止法などで成年と未成年とを区別している場合が多くあります。ここではどのような相違があるのかについてみていきます。</p>		
6	<p>第6講 契約の基礎知識</p> <p>民法にはいくつかの契約類型が規定されています。しかしこの類型は固定的なものではなく、当事者間の合意でさらに多様な契約を作り出すことが認められています。現在の社会において、契約はどのような機能を果たしているのでしょうか。</p>		
7	<p>第7講 契約不履行と損害賠償</p> <p>契約においていちばん紛争が生ずるのは、契約内容が履行されないときです。たとえば、売買契約において、代金の未払いなど。2017年民法改正において、契約不履行に関する規定が大きく変わりました。ここではこの改正をとりあげます。</p>		
8	<p>第8講 時効はなぜ必要か。</p> <p>権利を有していたとしても、時効期間を途過すると、権利が消滅することがあります。これが「消滅時効」です。なにゆえ消滅時効という制度があるのでしょうか。2017年改正を中心に消滅時効の問題点をとりあげます。</p>		
9	<p>第9講 約定利息と法定利息</p> <p>サラ金など、利息・利率が社会問題となることがよくあります。なぜ利息があるのでしょうか。2017年の民法改正で法定利息の制度が大きく変わりました。ここでは利息の問題点についてとりあげます。</p>		
10	<p>第10講 死に支度としての遺言</p> <p>日本民法における普通遺言には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」があります。高齢化社会を迎えて、遺言の重要さが叫ばれています。ここでは民法における遺言の基礎知識をお話します。</p>		
11	<p>第11講 法定相続</p> <p>相続においては、誰が相続するか（相続人）、どれだけ相続するか（相続分）、何を相続するか（相続財産）が問題となります。ここでは、日本民法の相続人・相続分についてお話します。</p>		
12	<p>第12講 成年後見制度</p> <p>成年後見制度も高齢化社会に対する対応といえるかと思います。ここでは2000年に導入された成年後見制度につき、実態はどのようなになっているか、どのような問題点を抱えているのかにつき、とりあげることにします。</p>		
13	<p>第13講 家族の変容と家族法の改正問題</p>		

	最近、家族法の改正問題がクローズアップされてきました。長年の懸案であった、「夫婦別姓」のほか、「同性婚」も問題となっています。ここでは家族法の改正問題を取りあげることとします。
14	第14講 生殖補助医療 人工授精・体外受精・代理懐胎が行われるようになりました。しかしこれには倫理的問題が含まれています。たとえば「自己の出自を知る権利」などを認めるべきでしょうか。ここではこうした新しい問題を取りあげることとします。
15	第15講 映画に見る裁判 何を見るかについては、未定。

教科書				
タイトル	著者名	出版社	ISBN	発行年

教科書は使用しません。  
当日、プリント等を配布します。

参考書	特に指定はしませんが、安いものでもよいので、2023年度版の六法を用意することが望ましい。
-----	---

成績評価	
評価方法	割合(%)
定期試験（筆記。問題は事前に公表する）	80
レポート（2回ほど、裁判関係のDVDをみてもらうが、この感想をもって、レポートとすることも考えている。）	20

学習到達目標	「契約と社会のルール」は法学関係の科目ですが、将来、法的な分野に就職することを念頭においているわけではありません。それゆえ、法および法学に関心をもつことに主たる目的があります。そのうえで、具体的に以下のようなレベルに達することが望ましいと考えています。 1. 裁判等の報道において、基礎的な知識を理解できる。 2. 日常的な法律問題（たとえば、アパートの契約書）を見て、ある程度のところは理解できる。 3. 話題となっている法律問題（たとえば、夫婦別姓、同性婚）について、友人と議論することができる。
先修条件	とくになし。
実務経験	なし。
その他	とくになし。